

第3回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり 総合計画推進委員会

- 1 日時 令和元年7月26日(金)：午後4時00分～午後5時30分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎7階 防災センター
- 3 出席者 【委員】
石川委員、今井委員、内田委員、浦嶋委員、川井委員、河島委員、
佐藤委員、清水委員、高橋委員、田中委員、千葉委員、中村委員、
中山委員、房委員、増田委員、森山委員
(以上16名)
【区出席者】
福祉部長、福祉部管理課長、障害者施策推進課長、生活福祉課長、
住宅課長(代理)、建築課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 1名
- 6 議題
 - (1) 開会
 - (2) 意見交換
施策5「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」
 - (3) 部会からの報告
 - (4) 次回日程
 - (5) 閉会

委員長 定刻になりましたので、始めたいと思います。本日は、施策5「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」の意見交換と、部会からの報告があります。

はじめに、事務局から、委員の出席状況等について報告をお願いいたします。

事務局 委員の出席状況についてご報告いたします。現在15名の委員に出席いただいております。

なお、本日の会議は公開となっております。会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、委員の皆様にお送りしますので、ご確認をお願いいたします。

また、7月1日付けで事務局職員に異動がありましたので、一言ご挨拶申し上げます。

管理課長 7月1日付けで福祉部管理課長に着任しました。前任は障害施策推進課長で、前回のこの会議に参加をさせていただきました。この会議を通じて、皆さんにとって住みやすい福祉のまちづくりを目指していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 続きまして、初めて参加される委員も、一言ご挨拶をお願いいたします

委員 障害者団体連合会より参りました。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、事務局から、配布資料の確認をお願いいたします。

事務局 (資料確認)

委員長 それでは、次第の2番の意見交換に入りたいと思います。施策5「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」について、説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料1により、施策5「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」について、説明をさせていただきます。資料の構成は、前回の施策1と同様に、最初のページに5年間の目標と現状と課題、次ページ以降に重点取組と主な事業を掲載しております。

まず、最初のページをご覧ください。施策名は、前回まで案として「複合的な課題、福祉分野の共通課題への対応を強化する」としておりましたが、内容がわかりづらいため、現行計画の表現へ変更しております。

5年間の目標は、子育て、介護、障害、生活困窮など、複合的な課題を抱える世帯や暮らしに不安のある方が、地域で安心した生活を送れるよう、包括的な支援を行うとともに、福祉サービスの質の向上を図ります。

現状と課題は、初回の推進委員会でお示ししました資料と同じ趣旨の内容を4点掲載しております。1点目は、子育て、介護、障害、生活困窮など、複合的な課題を抱える世帯が社会的に孤立しないよう、各相談機関がこれまで以上に連携して包括的に支援することが必要です。2点目は、高齢者、障害者、ひとり親家庭などが賃貸住宅を借りることのできない事例も見られることから、貸主の理解を得て借主が安心して住まいを確保できる仕組みが必要です。3点目は、保育、介護、障害福祉など、福祉サービスを実施する事業者に対する区の指導検査体制について、事業者による良質な福祉サービスの提供を後押しするため、区の体制整備が必要です。4点目は、高齢者や障害者など支援が必要な方に自然災害による被害が集中する傾向があるため、災害時の安否確認にとどまらず、支援を確実・迅速に行う体制の構築が必要です。

2ページをご覧ください。このページ以降は、先ほどの課題を解決するための重点取組と主な事業を掲載しております。

はじめに、重点取組1「包括的な支援を推進する」について、説明をさせていただきます。こちらの取組では、地域住民による解決が困難な子育て、介護、障害、生活困窮などの複合的な課題に対し、分野ごとの縦割りではなく、各分野の専門機関が連携して対応することが不可欠であり、事業を3点掲載しております。

1点目は、専門相談機関の連携強化です。現在、総合福祉事務所では高齢者や障害者、生活困窮者、保健相談所では母子や健康、障害者、子ども家庭支援センターでは児童、地域包括支援センターでは高齢者、障害者地域生活支援センターでは障害者など、専門分野別に担当し、各相談機関が連携して対応をしております。いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」など、複合的な課題を抱える世帯の状況に応じて、きめ細かな支援につないでいくため、地域ごとの福祉保健相談機関連絡会や地域ケアセンター会議などを通じて、専門機関や地域団体との連携による課題解決に向けた協議や検討を進めます。詳細については、検討中です。

3ページをご覧ください。前回の推進委員会で相談窓口がわかりづらいといったご意見をいただいたため、対象者や相談内容を整理し、地域福祉計画に関係する主な相談窓口一覧を作成しました。福祉事務所および保健相談所は、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者、外国人など、様々な方から生活上の問題や健康に関する相談を受ける窓口です。

各分野の相談窓口として、子どもは子ども家庭支援センター、高齢者は地域包括支援センター、障害者は障害者地域生活支援センター、生活困窮者は生活サポートセンター、外国人は外国語による相談窓口、その他、区民協働交流センター、若者サポートステーション、ボランティア・地域福祉推進センターがあります。

また、各相談機関の関係性をお示しするため、先ほどの福祉保健相談機関連絡会のイメージ図を作成しました。内側の自主的な活動、ネットワークづくりの範囲では、地域住民等が本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、地域生活課題を把握するとともに、関係団体と連携し、課題の解決を図っていきます。解決が困難な地域生活課題を把握した場合には、外側の福祉サービス圏域の関係機関につなぐことが必要です。改正社会福祉法では、このように分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民などが我が事として参画し、人や社会資源が世代や分野を超えて丸ごとつながっていく地域共生社会の実現を目指しています。

4ページをご覧ください。2点目は、生活困窮者の自立支援の推進です。区では、生活困窮者の自立を支援するため、練馬区社会福祉協議会内に設置した生活サポートセンターを拠点とし、生活困窮者一人ひとりの事情や能力に応じて、課題の解決に向けた関係制度の紹介、自立支援計画の作成などの支援を行っています。生活困窮者の中には、多重債務や就労定着困難、発達障害など、複合的な課題を抱える世帯が多いため、今後、講習会や情報交換会、シンポジウムを開催するなど、様々な機会を通じて、生活サポートセンターの更なる周知に取り組むとともに、早期発見、早期支援に向けた体制づくりを進めます。

3点目は、住まい確保支援事業の開始です。賃貸物件への入居を断られやすい高齢者、障害者、ひとり親家庭が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、区が不動産団体を通して、物件情報を収集し、対象者に提供する住まい確保支援事業を先月から開始しています。今年4月に設置した練馬区居住支援協議会において、不動産、福祉等関係団体と連携して、住まい確保支援事業の円滑な運営や充実について、継続的に協議するなど、借り手の民間賃貸住宅への入居を促進します。

5ページをご覧ください。次に、重点取組2「福祉サービスの質を向上させる」について、説明をさせていただきます。こちらでは、区民が安心して保健福祉サービスを利用できるよう、事業者への指導検査体制の強化と利用者の視点に立った良質なサービスの確保に取り組むための事業を2点掲載しております。

1点目は、福祉サービス事業者への指導検査体制の強化等です。現在、社会福祉法人の監査および保育・障害福祉サービスの検査については、組織を集約し、検査業務の中立性、独立性を確保するとともに、業務の効率化や専門性の強化を図っています。今後、社会福祉法人、株式会社、NPO法人など、すべての法人の社会福祉事業が適正に実施されるよう、介護サービス検査についても集約し、指導検査体制をさらに強化するとともに、社会福祉法人が実施する地域における公益的な取組等についても、練馬区社会福祉協議会と連携しながら取り組みます。

2点目は、保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知です。保健福祉サービス利用者の利益を保護し、その権利を擁護することを目的に、第三者機関である保健福祉サービス苦情調整委員制度を設けています。この制度の周知・普及に取り組むとともに、サービスに対する利用者の苦情について、公正かつ中立な立場から、区やサービス提供事業者への調

査、要望、勧告などを行い、制度を通じて保健福祉サービスの質の向上を図ります。

6ページをご覧ください。最後に、重点取組3「災害時の要支援者対策を推進する」について、説明をさせていただきます。こちらでは、区民が安全に暮らすことのできる環境づくりに向けて、地域住民や関係団体との一層の連携強化に継続的に取り組むための事業を2点掲載しております。

1点目は、避難行動要支援者の安否確認体制の強化です。区では、大地震などの災害が起こったときに自力で避難することが難しく、支援を必要とする高齢者や障害者等をあらかじめ登録しておく「避難行動要支援者名簿」の情報を更新しました。災害時に、民生・児童委員や区民防災組織、地域包括支援センター等が避難行動要支援者の安否確認等支援活動を確実・迅速に行える体制を構築するため、名簿を活用した訓練や事業者との協定に基づく連携訓練を実施します。

2点目は、福祉避難所の拡充です。区では、すべての区立小・中学校を避難拠点として指定し、区内で震度5弱以上の地震が発生した際には避難拠点を開設します。また、区内のデイサービスセンターや福祉園、特別支援学校などを福祉避難所に指定し、避難拠点での避難生活が困難な高齢者や障害者などを必要に応じて受け入れています。引き続き、福祉避難所の確保に向けて、事業者との協議を進めるとともに、福祉避難所には、無線機を配備するなど、災害時の円滑な開設・運営体制を確保します。説明は以上です。

委員長 それでは、これから意見交換に入りたいと思います。重点取組1「包括的な支援を推進する」について、ご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

私から2ページの「高齢の親と無職独身の子が同居することによる問題(8050問題)」について、区内ではどのぐらいの人数がいるのか、ここで問題提起する意味では、何か根拠はあるのでしょうか。

福祉部長 8050問題については、国が今年3月に初めて、40歳から64歳の中高年のひきこもりの調査結果を公表しています。三千数百人に調査して47人という標本数から、中高年のひきこもりが全国で61万人いるという推計を出しています。私どもは、その数字をそのまま練馬区に当てはめるのは問題があるだろうと認識しています。

一方で、8050問題については、ご家族が隠してしまうなど、なかなか表に出ない特徴があり、実態を把握するのは、実際には難しいだろうと思っています。今、民生委員さんのご協力も得て、実態調査を開始したところです。練馬区には現在、年間400件程度の相談が寄せられております。そういった相談実績を根拠にしており、実態把握についても現在進めております。その進み具合によって、この記述も変えていきたいと思っています。今後の取組も含めて、現在検討しております。

委員長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

委員 (1)の専門相談機関の連携強化の詳細は検討中ということですが、複合的な課題を抱える世帯に対応するには、福祉や保健従事者も、職務領域のみの知識だけでは通用しないため、他職種の知識も必要になると思います。多職種が連携する勉強会や連絡会など顔の見える関係性づくりが必要になってきますが、その中に興味を持った一般区民も参加できるようにしていただきたいと思っています。必要な知識を自分の身近な地域に伝えることが、一つの広報でもあると思います。

管理課長 複合的な問題は、一つの相談機関だけではなかなか解決できないため、色々

な場面や様々なネットワークを活用して、連携して対応しなければなりません。そういった協議の場を通じて、また皆様と情報を共有しながら、よりよい相談体制をつくっていきたいと考えています。

委員長 やはり個人情報の取り扱いが課題として出てくるので、一般区民というと、非常に難しいところだと思います。

管理課長 個人情報の取り扱いについては、好事例の積み上げも重要かと思っております。そういった好事例を住民の方々とも共有しながら、インフォーマルも含めて連携をしていきたいと考えています。

委員長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

委員 (1)の専門相談機関の連携強化ですが、さまざまな課題を抱える世帯の課題解決について、どこに相談していいかわからない、自分で相談窓口に行けない方が地域にはたくさんいます。そういう方のために行政で社会福祉協議会のボランティア地域福祉推進センターに地域福祉コーディネーターを配置して、民生・児童委員の皆さんや地域住民の方、住民のリーダーの方と一緒にアウトリーチして、課題を解決していく方法を取っています。

この専門相談機関の連携につなげる役割として、地域福祉コーディネーターが地域住民の中に入っているのが、現在の地域福祉計画のように書いていただきたいと思っています。

委員長 他の(2)、(3)でも構いません。

委員 今、皆さんがおっしゃったように、介護、障害、生活困窮など、複合的な課題に対しては、横断的な仕組みが必要で、さらに連携を強化することについては、そのとおりだと思っております。ただ、そのために色々な取組をされているようですけれども、3ページの福祉相談機関連絡会イメージ図が、白黒で書いてあるから少しわかりづらいのかと。本物は色分けだとか、もう少しわかりやすくなっているかと思いますが、その辺を教えてください。

管理課長 こちらの図は冊子にするときに、わかりやすいような色分けにしていきたいと思っております。今お手元にあるのは白黒ですけれども、視覚的にわかりやすいことも大切だと思っております。

委員長 この図を少し解説するような部分がほしい気がします。先ほど課長がおっしゃっていた好事例が入ると、2ページをうまく補完するような感じがしますので、よろしくをお願いします。

管理課長 ありがとうございます。取り入れていきたいと思っております。

委員長 他はいかがでしょうか。

委員 先ほどお話があったように、自分から相談窓口に行けない方もたくさんおいでだと思います。さっき福祉部長もおっしゃったように、民生委員の方が色々動いてくださると思いますが、民生委員さんがどのように動いているのかが、私は全く見えていないのですけれども、そこを少し教えていただくと助かります。

委員 民生委員ほとんどの方が相当数の地域を持っていますので、町会の役員さんなどと連携しています。町会の役員さんは、担当地区があって、戸数別に情報がわかるので、そこから情報が入れば動きやすいです。特にひきこもりは家族が隠したがるので、我々が探すのはなかなか難しいです。町会が動いていても、加入率は30%ですから、70%は付き

合いがなく、非常に苦勞しています。情報が入れば我々も動けますが、そういった状況があります。

委員 このような現状があって、自分から相談窓口に行けない方には、どのように区は向き合っているかと思っているのでしょうか。

管理課長 自分から相談することが難しい方がいます。また、自分は外に出たくない、自分は困っていないという方もいます。自分では困っていないけど、周りが困っているということもあります。やはり地域の中で、隣の人は何をしている人が気づくことが大切です。隣の人は何をしている人が全くわからないと、いくら専門的な機関が入っても難しいところがあります。相談できる窓口を幾つもつくっておきながら、気づいた人が相談できるといいと思っております。

また健康部で、アウトリーチ事業を行っていますので、そういう事業も活用していく。それから民生・児童委員のように、地域に根差してやっていただいている方々のお声も聞きたいと思っております。また、公募区民の方も来ていただいていますけれども、やはり専門職ではない区民の方々が気付いたときに福祉事務所に声をかけられるような関係をつくりたいと思っております。

もちろん事業として、色々組み立てたいと思っておりますが、事業だけでは難しく、やはり地域の中で気付くことが一番大きいと考えています。

委員 民生さんも一人で何十、何百も担当を持っているので連携するのは大変なことです。私は町会長をやっていますが、民生さんは忙しくて話す機会がほとんどなく、情報が入ってこないで、できれば民生さんも、町会長との連絡をもう少ししてくださると、ありがたいと思っております。うちの地域は線路があり、この辺は来られないなど、民生さんにも色々な方がいるので、どうしたらいいのかと考えています。

それから、避難拠点でも民生委員さんは忙しいせいか、ほとんど見られません。地域なりにやっても、30何%の加入率。少しずつつなげていきたいと思っても、どのように連携したらいいのかは課題だと思います。

委員 実は私は、町会の役員や避難拠点の役員もやっています。私の町会は恐らく練馬区でも大きさが10番目ぐらいだと思いますが、町会長始め、実は民生児童委員です。だからその地域差が結構あるのかと思います。今年改選ですが、町会とうまくコミュニケーションをとっていて、我々としては非常に楽です。町会から自然と情報があがってきます。大体、町会にかかわっている方を選んでいただいていますので、非常に私はやりやすいと思っております。

委員 会長さんですから、よくわかっていると思いますが、それはごく一部の地域だと思います。私も長いこと町会長をやっていますが、民生委員さんが悪いのではなく、かわり過ぎている部分もあったり、地域性があったり、推薦会のときにあがってくる問題もあって、その辺もご理解いただかないと一般ではありませんので、よろしく願います。

委員 民生委員は単位民協ごとに活動するのが基本です。各地に行つて私が言ったりするのは難しいので、会長会ときにはそういう話をします。その他にも例えば、高齢者からの相談を受ける体制も民生委員でやろうと、地域包括支援センターと最近会議をやっております。また、現在社協さんとも色々始めております。まず顔が見えないといけないので、そういったミーティングもやっております。

委員長 そういう連絡の体制も含めて、行政側でそれが少しでも見えるような計画を策定しなければいけないと思いますので、よろしくをお願いします。

重点取組の2、3についてもご意見、ご発言をお願いします。

委員 福祉避難所の拡充について、これまで一度ぐらい協定を締結されたという話がありましたが、最近それがあまり見えていないのです。避難拠点に一般の方が避難されても問題ないと思いますが、重篤な患者が避難されたら対応することができない。だから、避難拠点の訓練にも使えるよう、福祉避難所がどこにあるのか知らせてほしいと思います。

管理課長 現在、福祉避難所は区内に40か所あります。今後は、地域偏在とか、避難行動要支援者名簿も活用していきながら、実際に平常時にどれだけ想定して訓練ができるかが重要になりますので、実効性のある避難所の訓練を今年度計画しているところです。まずは、皆様に福祉避難所を知っていただき、そして避難所を開設したときにどうやって動くのが一番いいのかというところを今後進めていきたいと考えております。

委員長 福祉避難所での訓練は既に行われているのですか。

管理課長 昨年度は福祉避難所の開設訓練を4か所実施しておりますが、40か所全部実施しているわけではありません。実際に障害者や高齢者を受け入れているところがなかなかない状況です。訓練そのものの充実も含めてやっていきたいと考えております。

委員長 避難拠点と福祉避難所の訓練を同時にやってしまった方がいいですね。東日本大震災などもそうでしたが、実際には福祉避難所が機能しないのです。利用者を差し置いて受け入れるわけにはいかないのです。たくさん集まってきても対応できるスタッフがいなのです。過去の震災の経験も含めて、スタッフの方が対応できるのかどうか。1年間で訓練を実施する施設数をもう少し増やしておかないとまずいかもしれないです。

管理課長 福祉避難所の数や配置も現在考えているところです。既存の福祉施設等も活用しながら、どうやったら対応できるか考えていきたいと思っております。

委員 住まい確保支援事業について、高齢者、障害者とひとり親が対象になっていますが、外国人だからという理由で賃貸住宅に入居できないという相談を窓口で受けたことが結構あります。外国人も対象になるよう検討していただければと思います。

住宅課長(代理) 今年度始めました住まい確保支援事業につきまして、練馬区では、高齢者・障害者・ひとり親家庭を対象に始めました。住宅確保要配慮者の範囲につきまして、国の規則では外国人も含めております。今後の支援対象者の拡大につきましては、練馬区居住支援協議会で検討していきたいと考えております。

委員長 居住支援協議会の構成メンバーをご紹介いただけますか。

住宅課長(代理) 会長は都市整備部長、副会長は福祉部長と区内不動産団体の支部長等です。それから、介護サービス事業者、社会福祉協議会職員、区の関係課長です。

委員長 6月から事業がスタートして1か月くらいですが、そんなにケースは挙がっていないのでしょうか。

住宅課長(代理) 7月9日現在の数字ですけれども、情報提供依頼が53件ありまして、不動産団体に照会し、依頼者に情報提供できたのがその内の17件です。

委員長 他はいかがでしょうか。

委員 重点取組2「福祉サービスの質を向上させる」は、今よくテレビ等で報道されている事件を防ぐ趣旨で、指導検査体制の強化と、苦情調整委員制度の周知が掲載されてい

ますが、今、各福祉施設を評価する制度があり、利用している施設も多いと思います。入居者や区民からの苦情にすぐに対応するという事業が、質の向上といわれると何となくごく狭い感じがするので、むしろ、評価制度があるのなら、区としても持っていていい気がします。

それから、社会福祉法人、株式会社、NPO法人、全ての法人の社会福祉事業が適正に実施されるようにと書いてありますが、この法的根拠はあるのでしょうか。

管理課長 まずは、検査に行ったときにお声を聞き、そのお声にお答えすることで、質を向上させたいと思っております。第三者評価制度は公表の仕方もありますので、考え方を整理していきたいと思っております。

2点目の法的根拠については、それぞれ、社会福祉法や障害者総合支援法など、監査・各検査の法的根拠がございます。

また、法人によっては東京都が指定権者として監査を行っていることもあります。区としては地元にある施設に対して、何もしないということではなく、身近なところで一緒に取り組むことが大事だと思っております。

委員 関連してですが、福祉サービスの質を向上させる取組として、検査だけでは寂しい。東京都の検査を受けて、区としてもサポートすることが質の向上につながるの、そういうものになればよい気がします。

管理課長 例えば、東京都の監査を受けた施設に対し、人材確保や集団指導など、区としても皆さんと一緒に、質の向上に向けて取り組んでいきたいと考えています。

福祉部長 補足します。委員のご指摘は、福祉サービスの質を向上させるという取組名称の割に、実際の取組内容が少ない印象を受けるというご指摘だと思います。福祉サービスの質を向上させる区の事業はこの二つだけではございません。研修センターを活用した人材育成事業など、色々行っておりますので、改めて何を位置づけるか検討させていただきたいと思っております。

委員長 委員、お願いします。

委員 指導検査体制の強化に、社会福祉法人が実施する地域における公益的な取組や地域公益事業についても、ネットワーク会議を開催するなど、と書いてあります。私ども練馬区社会福祉協議会では、平成26年度に試行的に社会福祉法人の皆さんと連携をして、一つの法人ではできないけれども、数か所の法人が集まって何かできないかということで、学習支援とか人材育成事業について企画し、たくさんの人に集まってもらいました。そのようなことを毎年福祉事務所圏域ごとに2～3か月に1回、また、全区的な意見交換も2回行っております。そういうことが社会福祉法人の質の向上、地域の貢献につながっているので、書いていただけたらと思いました。

委員長 委員、お願いします。

委員 重点取組1、2、3に共通する問題と思われる話をさせていただきます。まず、私ども受託事業をやっており、所長が様々な地域のネットワーク会議に出ています。すなわち、3ページでいう連絡会のイメージのネットワークは既に存在しています。

ただし、この図には、ネットワークをネットワークするメタネットワークの中心がどこにあるのかが見えないので、どこがまとめているのか、そこが何をやっていくのかが見えません。例えば、重点取組3の福祉避難所の拡充では、この表現だけを見ると数を増やす

ところに着目している気がします。実質的には、お子さんで自閉症スペクトラムの障害がある方が福祉避難所に避難しても、専用の落ちつけるお部屋、専用のコーディネーターや見る方が配置されていることが基本的に重要です。そういった人材については、障害児のいるご家庭の集まりがあって、既にネットワークができています。

そういったところが、どこが所管しているのかが明確にわかれば、実際にどこに避難をすれば自閉症の子どもが落ちついて生活できるのかという情報が得られる。そこを明らかにできないのかお伺いしたいです。

管理課長 先ほどの、どこに相談に行けばいいのかがわかりにくいというお話と同じだと思います。まず、どこが何をしているところなのか。自分が問題を抱えたときにどこに行けばいいのかが明確になっていないのが、このネットワークを組むうえでも難しかったと考えています。3ページの福祉保健相談機関連絡会のイメージを見ていただくと、一番上の総合福祉事務所を二重線で囲んでおり、重点的な機能を持たせることを今考えています。他の機関とも連携しながら、相談しやすいところに行っていただくのがよいと思っています。

また、福祉避難所については、福祉部管理課と危機管理室と一緒に取り組んでいます。まずは、どこに福祉避難所があるのか、どういうときに福祉避難所を開設するのか、どういう人が対象なのかなど、周知も含めて取り組んでいきたいと考えております。

委員長 図で書くと行政の中の仕組みの部分と、実際に区民が相談する部分、その辺のところは表現がなかなか見えにくいかもしれませんが、一応、計画なので責任体制が見えるような形にしていくとよりわかりやすいかもしれません。

管理課長 先ほど自閉症のお話もありました。福祉避難所というのは高齢施設のデイサービス、それから福祉園、障害者施設などを指定おります。それぞれの機能の特徴も踏まえてどういう方々が受け入れられるのか、避難訓練などを実施していくことがよいと思っております。例えば部屋を分けるなど、そういう付加機能も考えていけたらと思っております。

委員 相談窓口の総合福祉事務所とかがどこにあるのか一般区民にわかりますか。例えば、大泉町のどこにあるとか、地図に落としたり色分けしてわかりやすく相談に行けるようにしていただくとありがたいと思っております。

管理課長 今のご意見を踏まえ、手にとった方がわかる方法を検討してまいります。

委員長 次に、次第の3番の部会報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局 これまで、福祉のまちづくり部会および権利擁護部会において、所掌する施策の方向性について検討を進めてまいりました。本日は、両部会から各施策に関する意見まとめを報告いたします。次回は、この両部会からの報告を含めた全体の意見まとめをお示しする予定です。それでは、各施策の担当より報告いたします。

事務局 それでは、福祉のまちづくり部会の意見まとめについて、報告させていただきます。資料2の2ページをご覧ください。福祉のまちづくり部会は、主にハード・ソフトのバリアフリーに関する施策について、ご意見をいただきました。

まず、ハード分野の「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」についてです。

まず、検討にあたって区から提示した重点取組項目は、鉄道駅や周辺のバリアフリーを

充実させる、使いやすい公共施設を増やす、だれもが安心して使える・気軽に行ける身近な民間施設を増やす、の3点です。詳しくは参考資料「施策2ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」を付けておりますので、後ほどご覧ください。

意見まとめは、以下の3点です。1点目は、ハード・ソフトの両面から総合的にバリアフリーを推進することが必要である。2点目は、高齢者、障害者、乳幼児連れなど様々な当事者による点検などを通じて、利用者のニーズや課題を蓄積し、改善につなげる仕組みが必要である。3点目は、区民の暮らしに欠かせない様々な施設が、だれもが安心して利用できるものとなるためには、区民、事業者、区の連携と協力を一層進めることが重要である。

次に、個別のご意見から主なものをご紹介します。第1に、鉄道駅や周辺のバリアフリーについてです。鉄道駅については、エレベーター整備による段差解消などに加えて、様々な利用者がより安全、円滑に駅を利用できる経路確保などについて、ハード・ソフトの両面から対策を進めていくことが必要である。視覚障害者が鉄道駅を円滑に利用するための経路を確保してほしい。そのためには、駅員による声かけ、他路線への乗り継ぎ経路のバリアフリー化、券売機や有人改札を利用する視覚障害者と晴眼者の動線の錯綜への対応などが必要である。

第2に、区立施設、区立公園のバリアフリー整備についてです。全ての人が利用しやすい区立施設や区立公園となるよう、利用者の立場から整備を進めることが必要である。様々な利用者のニーズを把握し、バリアフリー整備に取り入れて欲しい。施設や設備のバリアフリー整備後に、使いやすさや利用状況等の点検や検証を行い、更なる改善につなげる仕組みづくりが必要である。例えば、区の設備の破損等を見つけた区民がスマートフォンアプリから投稿できる「ねりまちレポーター制度(通称ねりレポ)」について、積極的な周知、活用を進めて欲しい。

第3に、民間建築物のバリアフリー促進についてです。既存施設については、構造的にバリアフリー化が困難であっても、ソフトの工夫次第で円滑に利用ができる場合がある。建築ストック活用の観点から、バリアフリーの基準にとらわれず柔軟な対応を検討して欲しい。以上、主なものをご紹介します。

事務局 続いて、4ページをご覧ください。ソフト分野の「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」についてです。

まず、検討にあたって区から提示した重点取組項目は、学び合いで、個性を伸ばし、感性を育む、利用しやすい情報や案内で安心・快適な生活を支える、やさしいまちづくりの取組を広げる、の3点です。詳しくは参考資料「施策3多様な人の社会参加に対する理解を促進する」を付けておりますので、後ほどご覧ください。

意見まとめは、以下の3点です。1点目は、子ども達への心のバリアフリー教育は、対象年齢を拡大し、段階的に取り組んでいくことが必要である。2点目は、ユニバーサルデザインを学ぶ場は、学校の中だけではなく、地域で、だれもが学べる機会が必要である。3点目は、だれもが社会参加が可能となるよう、障害の有無や内容に関わらず、同じ情報が得られる取組を進めるべきである。

次に、個別のご意見から主なものをご紹介します。第1に、ユニバーサルデザインの理解についてです。心のバリアフリー教育については、単発の授業ではなく、

連続性のある仕組みがあるとよい。段階的に理解し、つながっていく教育が重要である。ユニバーサルデザイン体験教室は、子ども達と共に保護者も理解を広げる場となるとよい。知識だけではなく、気づきや行動についても体験できるとよい。

第2に、わかりやすい情報提供についてです。障害者に対する情報保障が少なく、現状は、我慢をしている部分が多い。障害者の社会参加が可能になる社会へと変革して欲しい。駅や街中では、声による情報提供に加え、文字や映像を活用することで、聴覚障害者、難聴者、あるいは高齢者でも見れば分かる案内や誘導の方法を増やして欲しい。

第3に、やさしいまちづくりについてです。商店街に期待するバリアフリー化を区から提案して欲しい。商店街としてもやさしいまちづくりを実践したいと考えている。気軽に実践できるバリアフリーの取組を案内する冊子等を、商店街会員に配付して欲しい。

6ページをご覧ください。他の施策に関連するご意見として、施策1区民との協働と地域の支え合いに関して、ご意見をいただきました。区民の主体的な活動を拡大するため、高齢者の健康づくりや認知症予防など、活動できる場の充実が必要である

事務局 続いて、権利擁護部会の意見のまとめについて、報告させていただきます。資料3の2ページをご覧ください。権利擁護部会では、「権利擁護が必要な方への支援体制を整備する」というテーマで、成年後見制度を中心とした権利擁護にかかわる施策について、ご意見をいただきました。

まず、検討にあたって、区から提示した重点取組項目は、成年後見制度の利用支援、法人後見や社会貢献型後見人等の活用推進、権利擁護に関連する支援事業の充実の3点です。詳しくは参考資料「施策4権利擁護が必要な方への支援体制を整備する」を付けておりますので、後ほどご覧ください。

意見まとめは、以下の7点です。1点目は、本人の状況に応じた適切な後見人が選任されるよう、本人と後見人候補者とのマッチングを進める必要がある。2点目は、成年後見制度に関わる関係者の支援力を向上する取組を進めるべきである。3点目は、当事者や関係者の声を聞き、わかりやすく、ニーズに合った周知や支援を行う必要がある。4点目は、任意後見制度についても、周知と利用支援が必要である。5点目は、法人後見については、特性を区民にも周知したうえで、練馬区社会福祉協議会やNPO法人など、各法人の特色を生かして後見業務を実施することが望まれる。6点目は、親族申立ての支援や、親族後見人のサポートを一層進めることが重要である。7点目は、権利擁護は、居住支援やひきこもりの人への支援なども含まれる幅の広いものであり、自ら支援を求めることが困難な人にどのようにアプローチしていくかを考える必要がある。

次に、個別のご意見から主なものをご紹介します。第1に、成年後見制度の利用支援についてです。本人の意思決定支援や身上保護も重視した適切な後見人が選任されるよう、中核機関を中心として、本人と後見人候補者とのマッチングを進める必要がある。成年後見制度のニーズが発生する現場はどこなのかを常に意識して、真に必要な人に情報が届くようにすることが大切である。任意後見制度は、自己決定の観点から活用が期待されるが、利用が伸び悩んでいるため、利用を促す方法を検討する必要がある。

第2に、法人後見や社会貢献型後見人等の活用推進についてです。慣れていない親族による申し立てが増加することから、相談窓口の丁寧な対応と申し立てへの支援に力を入れて欲しい。

第3に、権利擁護に関連する支援事業の充実についてです。成年後見制度だけですべてが解決できるわけではなく、権利擁護は幅広く捉える必要がある。身元保証の問題などもこの一例である。また、助けを求めることができない状況の方に、どのようにアプローチしていくかを考える必要がある。判断能力が不十分な人々への支援として、成年後見だけではなく、生活支援などを含めた包括的な支援があるとよい。

権利擁護に関連する支援事業の充実に関しては、成年後見だけではなくて、権利擁護を幅広く捉えてということで、本日ご意見をいただいた施策5に関連するご意見も権利擁護部会からいただいております。意見まとめの報告は以上です。

委員長 皆様方から部会報告について、ご質問、ご意見等、いかがでしょうか。

委員 4ページのわかりやすい情報提供で、障害者に対する情報保障が少ないというのは、私共のところに耳の聞こえない障害者たちがおいでになります。先ほどの避難訓練とお話が重複してしまうかもしれませんが、地域で避難訓練をするので、防災ブザーが鳴ったら出てくださいと言われても、聴覚障害者であるから聞こえません。地域の方たちが避難訓練といっても、私達が阻害されているということをよく耳にします。聴覚障害者の方たちがどのような避難訓練をしていたり、どのように地域に溶け込んでいっているのかを、教えていただけますか。

管理課長 聴覚障害者協会が避難拠点運営連絡会と協力しまして、訓練を年に一度実施いただいております。それが全部の避難拠点で行っているかということ、まだまだですが、地道に着実に実施しております。そこでどのような支援が必要なのか、例えば「物を取りに来てください」と言っても聞こえませんので、聴覚障害者の方々に対して、どういうものがあると避難拠点としてうまく運用できるのかを、当事者からお声を聞きながら進めております。障害者の方々がどうやって情報を得られやすいのか、どういう情報が欲しいのかということも含め、訓練の中で一緒に行っている状況です。

委員長 訓練は聴覚障害者の方々にも呼びかけているのでしょうか。

委員 視覚でしか情報が得られないので、避難訓練をいつどこでどんなふうに行われるのか、連絡会のホームページか何かにアップされているのでしょうか。

管理課長 避難拠点の訓練につきましては、聴覚障害者協会のご協力を得て実施いただいております。ホームページ上での案内は行っておりませんが、協会から会員の方々には案内を行っていただいているところです。

ただ、色々な方が住んでいらっしゃると思いますので、訓練情報の出し方も含めて、今後検討してまいりたいと思います。

委員長 他はいかがのでしょうか。

委員 多様な人の社会参加について、例えば高齢者だと街かどカフェや、はつらつセンター、敬老館など、お子さんと子育てひろばや学童クラブ、ぴよぴよ、練馬こどもカフェなどがあると思いますが、障害者の場合は、出向いて集まれる場所はあるのでしょうか。障害者が社会参加できる場所がないのかなと思います。

委員長 基本はどこでもよいと思いますが、そのときにコミュニケーションや介助の問題などが生じるかだと思います。

障害者施策推進課長 障害者として一括りではないので、様々な年齢の方や学校に通っている方、福祉施設に行っている方もいらっしゃいます。余暇の部分では、余暇支援とい

うことで、例えば、移動が難しい方は、ガイドヘルパーという移動を支える制度があります。あるいは、聴覚障害者は、手話通訳派遣があって、例えば病院に行くときに手話通訳が必要であれば提供するというものがございます。

それぞれ何が障害かに応じて社会参加を促すサポートをさせていただいております。また、街かどケアカフェなどにも居場所として行っていたり、障害者地域生活支援センターで交流をすることもございます。様々な場所に行っていただけよう、引き続きサポートを充実していきたいと思っております。

委員長 他はいかがでしょうか。権利擁護部会でも結構でございます。

委員 資料の3ページ、意見まとめの7番で、自ら支援を求めることが困難な人にどのようにアプローチしていくかということで、やはりアウトリーチの問題が出てきているのと思っています。先ほど、ネットワークをネットワークする、メタネットワークについて申し上げました。例えば、今お話のあった「障害のある方はどちらで集まっているのか」といったように、せっかく各地域団体がノウハウを蓄積されているのに、どこが中心となってお知らせしているかが、やっぱり見えてこない。アウトリーチの問題もあって、見せることも難しいところで、その辺、どこかに入れていただくとありがたいと思いました。

管理課長 情報やネットワークの見える化を図らないと、なかなか難しいというご意見だと思います。この計画を手にとった方々が、情報をわかりやすく、そして利用しやすくすることが重要だと思っております。そういった視点で、また考えていきたいと思っております。

委員長 それでは、ほぼ時間になってまいりました。特にこの機会に、何かございましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

委員 地域にある相談情報ひろばは敷居が低く、地域住民の方が集まって運営しています。それぞれ対応できる内容は様々かもしれませんが、それこそ引きもこって発信できない人のところに出向いたり、頑張っている相談情報ひろばもあつたりします。福祉保健相談機関連絡会のイメージ図ですが、最初に総合福祉事務所や地域包括支援センターに行くのは難しいかもしれないが、相談情報ひろばの地域住民の人から言われたら行きやすいと思います。例えば、社会福祉協議会でも「ボランティアコーナーだと行きやすいわ」と言われるのと同じで、そのようなことを入れていただくといいと思いました。

管理課長 こちらの図は、支援をつなぐのと支援の場所が、一緒になってしまっていると思っております。相談しやすい場所に行っていたら、そこからつないでいければと思っておりますので、そのあたりも整理をしながら検討します。

委員 相談窓口の件なのですが、結局相談に行っても、たらい回しにされてしまう気がします。どこか1か所でもいいので、そこに相談に行けば全部につながるという体制にできないのでしょうか。

福祉部長 今、委員がおっしゃったことをこれから目指していきたいので、福祉サービスを横につなぐ取組について、今回の計画事業で考えていくということです。今まで縦割りの面はあったと思いますが、これからはこの計画を機に制度間の狭間を埋めたり、横につないだりしていきたいと思っておりますので、よいお知恵がありましたらお貸しいただきたいと思っております。

委員 どこか1か所でもいいから相談して、そこから、どうしようかこうしようかと話

ができる場所があるといいと思います。

福祉部長 障害者制度、高齢者制度、子ども制度、全てに精通している専門職員は、現実にはほとんどいません。窓口を一本化したと標榜している自治体もありますが、実際には中で連携して対応するしかありません。そういった実態も踏まえ、区民の方から見てたらい回しという印象を受けないように、各機関が円滑に連携して、課題の解決に結びつけていきたいと考えております。

委員 権利擁護の参考資料の4ページの(2)に生前の安否確認と死後の費用保障があります。ある年齢に達すると、終活を始める人が非常に多いのですが、一人になって死んでしまったら、あとは何が何だかわからないというのが多いです。終活でお墓を買っていても、死んでしまうとどこに納めていいのかわからない。それで、お金は仏壇をあけると150万出てきたとか、テレビでもやっていました。ここにあるのは、費用の一部を補助するということですが、補助をしなくてもお金を持っている人は多くいます。ただ、死ぬとわからなくなる。

もう一つは、空き家対策の一環としても、やはり生前にお金を持っている人は、死んだらどうするか。区が言えるものではないですが、処理方法を一緒になって考えます、という制度が横浜の近くの市で行っていて、結構繁盛しているということです。いわゆる権利保護ではないですけども、業者も一緒にやれば、結構できるのではないかと思います。お金を出すだけでなく、そういうことも行ってみたいと思います。

福祉部長 終活支援や死後の片づけの問題は、課題であると認識しております。本計画では、今おっしゃったご意見も参考にこれから検討していきたいと思います。また、高齢者の個別計画を作っておりますので、終活支援を今後どのように充実させていくかについては、引き取らせていただいて、引き続き検討していきます。

委員長 それでは、時間になりましたので、今日はこのぐらいにしたいと思います。

それでは、事務局から次回日程について、お知らせをお願いいたします。

事務局 次第の4番に記載しておりますが、次回の会議日時は、8月28日(水)午前10時から開催いたします。会場は、練馬区立区民・産業プラザ3階のホール西側です。お間違えのないようお越し願います。事務局からは以上です。

委員長 これで、第3回の計画推進委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。